

平成 24 年 6 月 1 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 1 件  
(うち手すり(床置き式)用すべり止め金具 1 件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 12 件  
(うち IH 調理器 2 件、ノートパソコン 1 件、コンセント 1 件、  
靴(ブーツ) 1 件、草焼バーナー(可搬型) 1 件、ウォーターサーバー 1 件、  
電気洗濯乾燥機 2 件、エアコン 1 件、電気がま 1 件、湯たんぽ 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者  
委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号 A201100468 を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担 当 : 中嶋、長井、川船<sup>かわふね</sup>

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100468	平成23年9月28日	平成23年10月6日	手すり(床置き式) 用すべり止め金具	CKA-CA	矢崎化工株式会社	死亡1名	<p>当該製品を接続した手すり(床置き式)とベッドの間に首が挟まった状態で発見され、死亡が確認された。</p> <p>当該製品は、当該事業者が製造している手すり(床置き式)の脚部に取り付け、当該製品のゴム板部をベッドの枠(ベッドサイドフレーム)に下からあてがうことで、手すりを使用する際の揺れやズレを軽減する製品である。手すりをベッドに固定させる製品ではない。</p> <p>調査の結果、手すりに横方向(ベッドから離れる方向)の力が加わったことにより、ベッドのサイドフレームとの接触部がずれて手すりが移動し、手すりとの間にすき間が生じていたところへ、何らかの原因により使用者がそのすき間に入り込み、首を挟まれて事故に至ったものと推定される。</p> <p>当該製品の取扱説明書には、設置に際してベッドとすき間を空けない旨の注意事項は記載されていたが、当該製品に横方向(ベッドから離れる方向)の力を加えたとき、手すりとの間にすき間が生じる場合があることについての注意事項はなかった。</p> <p>事業者は、当該製品の販売を平成23年9月末で終了するとともに、平成22年12月から販売している当該製品の後継品には、抜け止め金具を取り付け、横方向(ベッドから離れる方向)の力による手すりの移動防止に配慮している。</p>	長崎県	平成23年10月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200158	平成24年5月13日	平成24年5月28日	IH調理器	火災	当該製品で調理中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。取扱説明書で警告している、少ない油量で揚げ物を調理していた状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201200159	平成24年4月20日	平成24年5月28日	ノートパソコン	重傷1名	大学で授業中に、当該製品を使用していたところ、排気口から出る熱で火傷を負った。取扱説明書で排気口を塞ぐことを禁止しているが、その一部をひじで塞いで使用していた状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が事故を認識したのは、5月21日
A201200160	平成24年5月16日	平成24年5月28日	コンセント	火災	店舗で当該製品にドライヤーを接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	
A201200161	平成24年2月18日	平成24年5月28日	靴(ブーツ)	重傷1名	降雪の翌日、雪道でのグリップ性を謳った当該製品を履いて歩行中、凍結した路面で滑って転倒し、負傷した。現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が事故を認識したのは、5月23日
A201200162	平成24年4月18日	平成24年5月28日	IH調理器	火災	当該製品で調理中、その場を離れたところ、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。取扱説明書で警告している、少ない油量で揚げ物を調理していた状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が事故を認識したのは、5月18日
A201200163	平成24年4月23日	平成24年5月28日	草焼バーナー(可搬型)	火災 重傷1名	当該製品を使用中、当該製品から漏れた灯油に引火し、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品のバーナー部等が5月18日に公表された草焼バーナー(可搬型)のタンク部等に取りつけられていた状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が事故を認識したのは、5月24日 5月18日に公表した草焼バーナー(可搬型)に関する事故(A201200126)と同一
A201200164	平成23年9月12日	平成24年5月29日	ウォーターサーバー	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品本体と電源コードの接続部が緩み接触不良を起こした可能性を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が事故を認識したのは、平成23年9月14日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 5月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200165	平成24年5月17日	平成24年5月29日	電気洗濯乾燥機	火災	建物が全焼し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A201200166	平成24年5月18日	平成24年5月29日	エアコン	火災	異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の電源プラグ部で、トラッキング現象(絶縁破壊による短絡)が発生した可能性を含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	
A201200167	平成24年5月20日	平成24年5月30日	電気がま	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	石川県	
A201200168	平成24年5月20日	平成24年5月30日	電気洗濯乾燥機	火災	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品内の可燃物(衣類)に残留していた油脂成分が酸化熱により自然発火した可能性を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201200169	平成24年4月7日	平成24年5月30日	湯たんぽ	重傷1名	当該製品を使用中、1名(小学生)が右足に火傷を負った。就寝時に使用し、長時間皮膚に接触させていた可能性を含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が事故を認識したのは、5月25日 5月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し